

長崎県空家対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、長崎県空家対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、長崎県内における活用されていない空家等（建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。以下同じ）の適正な管理又は活用（売買・賃貸）若しくは解体に係る相談体制を整備することにより施策の推進を図り、県内における空き家等の相談に応じ、広く適切な情報を提供することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 空家等の適正管理等に関する相談体制の整備に関する業務
- (2) 協議会の事業計画の作成に関する業務
- (3) 協議会の運営体制の整備に関する業務
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する役員の数分の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

(組織)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において選任するものとし、会長は本会を代表し、その会務を処理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

4 幹事は、総会により選出されたものとする。

5 監事は、年度終了時に会計監査を行い、協議会に報告する。

6 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 役員は無報酬とする。

(会議)

第 6 条 会議は総会、幹事会及び専門部会とする。

(総会)

第 7 条 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年一回、会長が招集し開催する。会長が必要と認めた場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 協議会の運営に関すること。

(3) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。

4 総会は会長が招集し、議長は会員の中から選出する。

(幹事会)

第 8 条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 幹事会は、会務の執行に関する重要事項を審議する。

3 緊急を要するものについては、幹事会の決議をもって総会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第 9 条 協議会には、必要に応じて専門的かつ具体的に協議・検討するために、専門部会を設置することができるものとする。

2 専門部会は、選定されたテーマに関係する会員で構成する。

3 専門部会長は、会員の互選により選任する。

4 専門部会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局等)

第 10 条 事務局は、長崎県土木部住宅課に置く。

2 会計は、公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会に置く。

(空家対策協議会事業の実施)

第 11 条 協議会は、総会の承認を得て、空家対策協議会事業（以下、「協議会事業」という。）の実施を、全会員又は会員の一部に一括して行わせることができる。

2 協議会事業を一括して行わせる場合は、次の各号が定められた協定を締結しなければならない。

(1) 協定構成員。

(2) 協議会事業の目的に関すること。

(3) 協議会事業の内容に関すること。

(4) 協議会事業の実施に関すること。総括する構成員（「代表構成員」という。）に関すること。

- (5) 協議会事業の費用負担に関する事。
- (6) 協議会事業に関する権利及び義務に関する事。
- (7) その他協議会事業を実施するうえで必要な事項に関する事。

(その他)

第 1 2 条 協議会の運営に関し、この規約に定めるもののほか、特に必要な事項については会長が定める。

(秘密の保持)

第 1 3 条 会員は、本会の事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本会の事業の実施に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附則

この規約は、平成 2 7 年 3 月 1 2 日から施行する。

(別表) 会員団体、機関

区分	会員
宅地建物取引業者	・(公社)長崎県宅地建物取引業協会 ・(公社)全日本不動産協会長崎県本部 ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
関係団体	・(一財)長崎県住宅・建築総合センター ・長崎県住宅供給公社 ・(一社)長崎県建築士会
地方公共団体	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 雲仙市 南島原市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町、 佐々町 新上五島町 長崎県